

○厚木市情報公開条例

平成13年12月25日

条例第15号

目次

- 第1章 総則（第1条～第4条）
- 第2章 行政文書の公開（第5条～第19条）
- 第3章 審査請求（第20条・第21条）
- 第4章 情報公開に関する施策の推進（第22条～第25条）
- 第5章 雑則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を請求する権利を明らかにすること等により、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政について市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市民の理解と参加の下に公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長、厚木市病院事業の設置等に関する条例（平成14年厚木市条例第20号）第2条第3項に規定する病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、議会及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により公の施設の管理を行う指定管理者のうち当該公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有するもの（以下「処分権限を有する指定管理者」という。）をいう。

(2) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 市の博物館、図書館その他これらに類する施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

（平14条例28・平16条例15・平23条例3・平23条例21・令4条例22・令7条例6・一部改正）

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、行政文書の公開を請求する市民の権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第4条 この条例の定めるところにより行政文書の公開を請求しようとする者は、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、行政文書の公開を受けたときは、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

## 第2章 行政文書の公開

（行政文書の公開を請求する権利）

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する行政文書の公開を請求することができる。

（公開請求の手続）

第6条 前条の規定による行政文書の公開の請求（以下「公開請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を実施

機関に提出してしなければならない。

- (1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては、代表者の氏名
- (2) 行政文書の名称その他の公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めるものとする。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（平16条例15・一部改正）

（行政文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 法令等の規定に基づく許可、届出その他これらに相当する行為に際して

作成し、又は取得した情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員並びに処分権限を有する指定管理者に属する者をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務の遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び処分権限を有する指定管理者を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、事業によって消費生活に及ぼし、又は及ぼすおそれのある危害を防止するため、公開することが必要であると認められる情報その他人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされて

いるものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3) 実施機関内部若しくは実施機関相互又は実施機関と国の機関等（国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体の機関又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(4) 実施機関又は国の機関等が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人又は処分権限を有する指定管理者の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 国若しくは地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等、地方独立行政法人又は処分権限を有する指定管理者に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(5) 公にすることにより、人の生命、身体、財産又は社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報

(6) 法令等の規定により、公にすることができないとされている情報

(平16条例15・平19条例14・平23条例3・平27条例2・平30条例5・  
令3条例16・一部改正)

(行政文書の一部公開)

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 公開請求に係る行政文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても個人の権利利益を害するおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平16条例15・一部改正)

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る行政文書に非公開情報(第7条第6号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該行政文書を公開することができる。この場合において、実施機関は、その内容について厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会条例(令和4年厚木市条例第20号)第1条に規定する厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会(以下「審査会」という。)に報告しなければならない。

(平16条例15・令7条例6・一部改正)

(行政文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否か

を答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する措置)

第11条 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開するとき  
は、その旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開をする日時及  
び場所を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る行政文書の全部を公開しないとき（前条の規  
定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る行政文書を保有してい  
ないときを含む。）は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、そ  
の旨を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があつ  
た日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の  
規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期  
間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理  
由があるときは、同項に規定する期間を45日以内に限り延長することができ  
る。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後  
の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る行政文書が著しく大量であるため、公開請求があつた  
日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等をするにより  
事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかか  
わらず、実施機関は、公開請求に係る行政文書のうちの相当の部分につき当  
該期間内に公開決定等をし、残りの行政文書については相当の期間内に公開  
決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定

する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

- (1) この条を適用する旨及びその理由
- (2) 残りの行政文書について公開決定等をする期限  
(理由付記等)

第14条 実施機関は、第11条各項の規定により、公開請求に係る行政文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、当該各項に規定する書面にその理由を示さなければならない。

2 実施機関は、前項の場合において、公開請求に係る当該行政文書の全部又は一部を公開できるようになることが明らかであるときは、その旨（公開できるようになる期日があらかじめ明示できるときは、その期日）を公開請求者に通知するものとする。

(平16条例15・一部改正)

(事案の移送)

第15条 実施機関は、公開請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「公開決定」という。）をしたときは、当該実施機関は、公開の実施を行しなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実

施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第16条 公開請求に係る行政文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、処分権限を有する指定管理者及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る行政文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を公開しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ若しくはウ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(平16条例15・平23条例3・令7条例6・一部改正)

(行政文書の公開の方法)

第17条 行政文書の公開は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付によ

り、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の公開にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の法令等との調整)

第18条 実施機関は、他の法令等の規定により、何人にも公開請求に係る行政文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で公開することとされている場合（公開の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。）には、同条本文の規定にかかわらず、当該行政文書については、当該同一の方法による公開を行わない。ただし、当該他の法令等の規定に一定の場合には公開をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 他の法令等に規定する公開の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(費用負担)

第19条 公開請求の手續に要する費用は、無料とする。

2 公開請求に係る行政文書（第17条の規定により行政文書を複写したものを含む。）の写し等の交付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(平16条例15・一部改正)

### 第3章 審査請求

(平28条例8・改称)

(行政不服審査法に関する規定の適用除外)

第20条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

(平28条例8・追加、令7条例6・旧第19条の2繰下)

(審査請求に対する諮問等)

第21条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に係る実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問し、その議を経て、当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る行政文書の全部を公開することとするとき（当該行政文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。）。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項に規定する弁明書、同法第30条第1項に規定する反論書（以下この項において「反論書」という。）及び同条第2項に規定する意見書（以下この項において「参加人意見書」という。）の写し（反論書及び参加人意見書の写しにあつては、保有しているときに限る。）を添えてしなければならない。

3 第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を書面により通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る行政文書の公開について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

4 第16条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る行政文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る行政文書を公開する旨

の裁決（第三者である参加人が当該行政文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（平16条例15・平28条例8・一部改正、令7条例6・旧第20条線下・一部改正）

#### 第4章 情報公開に関する施策の推進

（情報公開の推進）

第22条 市は、行政文書の公開のほか、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報の公開に関する施策の充実を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（令7条例6・旧第25条線）

（会議の公開）

第23条 実施機関に置く附属機関及びこれに類するものは、その会議を公開するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 非公開情報に該当する事項を審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に支障が生ずると認められる場合

（令7条例6・旧第26条線）

（出資法人等の情報公開）

第24条 市が出資その他財政上の援助を行う法人であって、市長が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、当該出資その他財政上の援助の公共性にかんがみ、情報の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、出資法人等の情報の公開が推進されるよう必要な施策を講ずるものとする。

（令7条例6・旧第27条線）

（情報提供施策の拡充）

第25条 実施機関は、市政に関する情報を市民に的確に提供できるよう情報提供施策の拡充に努めるものとする。

(令 7 条例 6 ・旧第28条繰上)

## 第 5 章 雑則

(運用状況の公表)

第26条 市長は、毎年、この条例の運用状況について、公表するものとする。

(令 7 条例 6 ・旧第30条繰上)

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、実施機関が別に定める。

(令 7 条例 6 ・旧第31条繰上)

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年 4 月 1 日 (以下「施行日」という。) から施行する。

(厚木市公文書公開条例の廃止)

2 厚木市公文書公開条例 (平成 4 年厚木市条例第 3 号。以下「旧条例」という。) は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に行われている旧条例第 8 条の規定による公文書の公開の請求は、第 6 条第 1 項の規定による公開請求とみなす。

4 この条例の施行の際現に行われている旧条例第12条に規定する行政不服審査法の規定に基づく不服申立ては、第20条第 1 項に規定する不服申立てとみなす。

5 前 2 項に規定するもののほか、施行日前に旧条例の規定により行われた処分、手続その他の行為でこの条例の施行の際現に効力を有するものは、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなす。

6 旧条例第13条第 1 項の規定による審査会は、第21条第 1 項の規定により設置された審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

7 この条例の施行の際現に旧条例第13条第 4 項の規定により委嘱された審査

会の委員である者は、施行日に第21条第4項の規定により審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

(厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

8 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成14年条例第28号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第15号）

1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この条例による改正後の厚木市情報公開条例の規定は、施行日以後に行われた公開請求について適用し、同日前に行われた公開請求については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第14号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第21号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次の各号に掲げる規定は、この条例の施行の日以後最初に行われる当該各号に掲げる委員の委嘱（補欠の委員に係るものを除く。）から適用する。

(3) 第3条の規定による改正後の厚木市情報公開条例第21条第4項の規定

厚木市情報公開審査会の委員

附 則（平成23年条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年条例第21号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第2号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第8号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

3 第7条の規定による改正後の厚木市情報公開条例の規定は、施行日以後にされた厚木市情報公開条例第12条第1項に規定する公開決定等（以下「公開決定等」という。）又は同条例第6条第1項に規定する公開請求（以下「公開請求」という。）に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年条例第5号）抄

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年条例第16号）抄

この条例は、令和3年9月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第2条の規定並びに第3条中第2条第2号及び第6号並びに第46条の改正規定 公布の日又はデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日

附 則（令和4年条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 厚木市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年厚木

市条例第16号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則 (令和7年条例第6号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に第2条の規定による改正前の厚木市情報公開条例(以下「旧情報公開条例」という。)第21条第1項の規定により設置された厚木市情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)及び第5条の規定による改正前の厚木市個人情報保護審査会条例(以下「旧個人情報保護審査会条例」という。)第1条の規定により設置された厚木市個人情報保護審査会(以下「旧個人情報保護審査会」という。)の委員である者は、施行日に第5条の規定による改正後の厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会条例(以下「新審査会条例」という。)第3条の規定による委嘱を受けたものとみなす。この場合において、その委嘱を受けたものとみなされる者の任期は、新審査会条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧情報公開審査会及び旧個人情報保護審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 施行日以後最初に行われる新審査会条例第3条の規定による委嘱を受けた同条第2号に掲げる者(公文書等の管理に関する制度に関し、優れた識見を有する者として委嘱を受けたものに限る。)の任期は、新審査会条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧情報公開審査会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 4 この条例の施行の際、現に旧情報公開審査会の会長である者又はその職務を代理する委員である者は、新審査会条例第5条の規定にかかわらず、それぞれ、施行日に新審査会条例第1条の規定により設置された厚木市情報公開・個人情報保護・公文書等管理審査会(以下「新審査会」という。)の会

長又はその職務を代理する委員として定められ、又は指名されたものとみなす。

5 この条例の施行の際、現に旧情報公開審査会若しくは旧個人情報保護審査会（以下これらを「旧審査会」という。）の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧情報公開条例第21条第9項又は旧個人情報保護審査会条例第10条の規定による職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行日以後も、なお従前の例による。

6 施行日前に、旧審査会において、次に掲げる規定に基づく諮問がされた場合における調査審議については、新審査会条例第2条の規定による調査審議とみなす。

(1) 旧情報公開条例第20条第1項

(2) 個人情報保護法第105条第3項において準用する同条第1項又は厚木市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年厚木市条例第18号。以下「議会条例」という。）第48条第1項

(3) 厚木市個人情報保護条例第16条又は議会条例第48条第3項

7 旧審査会は、施行日において、新審査会となり、同一性をもって存続するものとする。

8 この条例の施行日前にした行為に対する旧情報公開条例又は旧個人情報保護審査会条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

9 附則第5項の規定によりなお従前の例によるものとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

10 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下この項において「刑法施行日」という。）の前日までの間における前項の規定の適用については、同項中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同項の規定の適用についても、同様とする。

